

令和3年11月に海難審判所で言い渡された裁決26件が、ホームページに掲載されました(令和4年1月)

区 分	地方海難審判所 (函館2、仙台5、横浜5、神戸3、広島3、門司4、長崎2、那覇2)	26件 34隻
海難種類(件)	乗揚12、衝突8、衝突(単)2、転覆1、浸水1、死傷等1、施設等損傷1	計26件
関係船舶(隻)	プレジャーボート13、漁船8、貨物船4、旅客船2、作業船2、交通船1、公用船1、遊漁船1、瀬渡船1、その他1 (プレジャーボート:モーターボート10、ヨット2、水上オートバイ1)	計34隻
死 傷 者(人)	死亡1、負傷5	計6人

上記のうち、門司地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 山口県宇部港でヨットが養殖施設に乗り入れた事例

宇部港を東行するヨットが、同港内に設置された養殖施設に乗り入れた

② 三重県四日市港で貨物船同士が衝突した事例

四日市港で同港第2航路に沿って東行する貨物船と同航路に入る貨物船とが衝突した

海難防止への
インフォメーション

① ヨットA(登録長8.84m) 養殖施設損傷事件

(宇部港を東行するヨットが、同港内に設置された養殖施設に乗り入れた)

【海難概要】 日没後の薄明時、宇部港において、ヨットA(登録長8.84m、1人乗組)は、徳山漁港へ向けて帰航の航程を縮めるため宇部港内を東行する際、同港内に設置された養殖施設に乗り入れた

(関連情報)

- * A船に、養殖施設の設置区域を確認できる航海用電子海図がインストールされたノートパソコンが搭載されていた
- * 船長は、北九州市のマリーナから徳山漁港に帰航するに当たり、宇部港内を横切り、本州側の陸岸になるべく近寄って、航程をできるだけ縮めることとした
- * 船長は、宇部港内に養殖施設があることは知っていたものの、同施設の詳細な設置位置を知らなかった
- * 船長は、宇部港内を横切るように航行したことがなかった

【発生日時】

令和2年11月15日
17時30分

【発生場所】

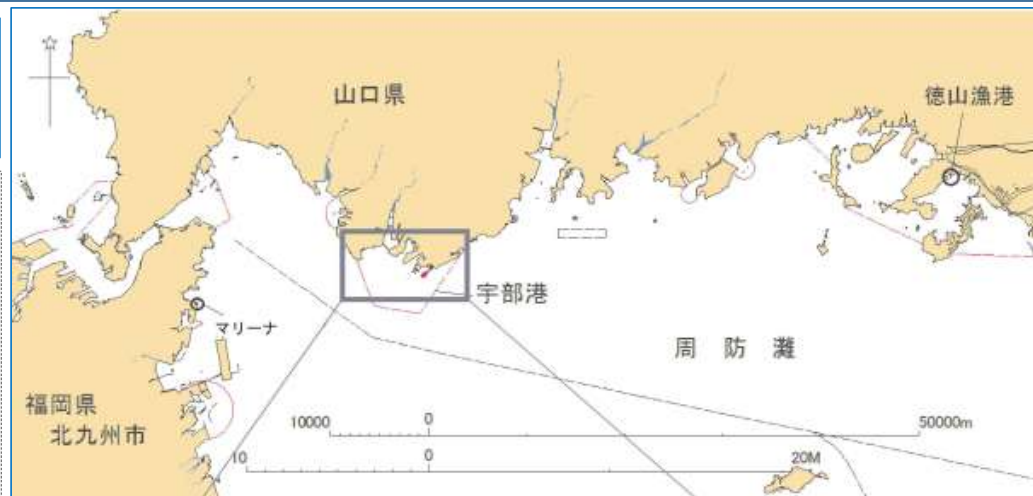
山口県 宇部港内

【死傷者】

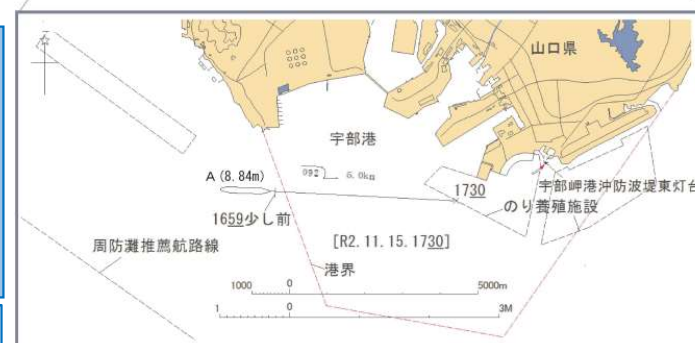
なし

【損傷等】

A 船 : なし
養殖施設: のり網等に
損傷



拡大図



《原因等》 帰航の航程を縮めるため宇部港内を東行する際、A船:水路調査不十分で、宇部港内に設置された養殖施設に向首進行した

船長: 発航前、搭載していたノートパソコンを起動して航海用電子海図を活用し、養殖施設の詳細な設置位置を確認するなど、水路調査を十分に行うべきであった

* 乗り入れの2分前にノートパソコンの電源を入れたが、起動するまでに時間を要して養殖施設の設置区域を確認できなかった

《背景》

船長: 養殖施設は陸岸寄りに設置されているので、宇部港内の少し沖寄りを横切るように航行すれば支障ないものと思っていた

[受審人] 船長: 小型船舶操縦士 → 《懲戒》 戒告

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(749t) 貨物船B(2,369t) 衝突事件

(四日市港で同港第2航路に沿って東行する貨物船と同航路に入る貨物船とが衝突した)

【海難概要】 夜間、四日市港第2航路において、貨物船A(749t、7人乗組、液化ペンタン900トン積載)は、水島港に向けて東行中、貨物船B(2,369t、外国籍、15人乗組、プロピルベンゼン2,395トン積載)は、中華人民共和国寧波港に向けて南下中、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した

【発生日時】 令和2年10月12日
18時57分半僅か過ぎ

【発生場所】 三重県四日市港 第2航路
【損傷等】 A船: 左舷船首部外板に亀裂を伴う凹損
B船: 右舷船尾部外板に亀裂を伴う破口

【死傷者】 なし

《航法の適用》* 港則法第14条第1項が適用される

- ・四日市港は、港則法が適用される
- ・A船は、第2航路を航行していた
- ・B船は、第2航路外から同航路に入る態勢で航行していた
- ・同法第14条第1項「航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない」

《原因等》 夜間、四日市港の第2航路において、

B船: 航路外から航路に入ろうとするB船が、航路を航行するA船の進路を避けなかった(主因)

A船: 警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった(一因)

《背景》

- ・A船長は、B船がいずれ自船の進路を避けると思っていた

【受審人】

《懲戒》

(A船) 船長: 四級海技士(航海) → 戒告

* (B船) 外国籍船のため受審人が指定されず、懲戒の対象外



(注) 本件は、横浜地方海難審判所から門司地方海難審判所に管轄移転された